第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十二号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十四条第一項、第二項第五号及び第四項第六号、第三十五条、第四十条第三項並びに第四十六条の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則

（輸出事業計画の認定の申請）

第一条　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項の規定による輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一　申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類）

二　その他輸出事業計画の認定のための審査に当たって農林水産大臣が必要と認める書類

（輸出事業計画に記載する事項）

第二条　法第三十四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、同条第一項の認定を申請する事業者による輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状及び当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題とする。

（製造過程の管理の高度化に関する基準）

第三条　法第三十四条第四項第六号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会総会において採択された危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドラインに基づき、食品の製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備及びこれに必要な施設の整備が実施されると見込まれることとする。

（輸出事業計画の変更の認定の申請）

第四条　法第三十五条第一項の規定による認定輸出事業計画の変更の認定の申請は、農林水産大臣が定める様式により、第一条各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、当該書類に変更がないときは、当該様式にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（輸出事業計画の進捗管理等）

第五条　農林水産大臣は、認定輸出事業者からの聴取りその他の方法により、事業実施時期の各事業年度における輸出事業の実施状況について確認するとともに、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

２　認定輸出事業者は、輸出事業の実施期間の終了後遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、その実施状況を農林水産大臣に報告するものとする。

（認定の手続等）

第六条　前各条に定めるもののほか、認定の手続その他輸出事業計画の認定に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

（立入検査等の結果の報告）

第七条　法第四十条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　立入検査又は質問を行った登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　立入検査又は質問を行った年月日

三　立入検査又は質問を行った場所

四　立入検査又は質問の結果

五　その他参考となるべき事項

（立入検査等をするセンターの職員の身分を示す証明書）

第八条　法第四十条第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式（第８条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

氏名

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第40条第１項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

写

真

押出スタンプ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　　印

（裏）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第38条　（略）

２　（略）

３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４・５・６　（略）

（登録認定機関に対する報告の徴収等）

第39条　主務大臣は、第５章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　（略）

（センターによる立入検査等）

第40条　農林水産大臣は、前条第１項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

３　センターは、前項の指示に従って第１項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

４　第38条第３項及び第４項の規定は、第１項の規定による立入検査及び質問について準用する。

第49条　第39条第１項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第40条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第47条又は前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

２　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。